毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　　則
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……（水産経営課）　1
告　　示
○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　1
○土地改良事業の工事の完了の届出……（農業施設管理課）　1
○土地改良法による道営換地計画の決定（２件）……（農業施設管理課）　2
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　2
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路課）　2
○平成21年度及び平成22年度において競争入札に参加する者に必要な資格等
　……（出納局総務課）　3
○特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項の一部改正……（出納局総務課）　8
公　　表
○水防法による浸水想定区域の指定……（河川課）　9
道企業局告示
○平成21年度及び平成22年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……　9

規　　則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第１号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表第１号第２欄中「年1.25パーセント」の次に「（漁船の原動機又は原動機により発生する電力を動力源とする設備（省エネルギーに資するものとして知事が定めるものに限る。以下「省エネルギー型設備」という。）であって、総トン数10トン以上の漁船に固定されるものの取得又は改造に必要な資金にあっては1.55パーセント）」を加え、同表第２号第２欄中「年1.1パーセント」の次に「（省エネルギー型設備であって、総トン数30トン未満の漁船に固定されるものの取得又は改造に必要な資金にあっては1.55パーセント）」を加える。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成21年１月１日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

３　改正後の規則第２条第２項の表第１号第２欄及び第２号第２欄の規定（省エネルギー型設備に係る部分に限る。）は、平成22年３月31日までに知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用する。

告　　示

北海道告示第１号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、道営土地改良（絵笛地区中山間地域総合整備（暗きょ、区画整理、客土、農用地改良保全、農業用用排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成21年１月７日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第２号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により、池田町の行う土地改良（高島地区基盤整備促進［基盤整備］（農業用用排水））事業の工事を平成20年11月28

日に完了した旨の届出があった。

平成21年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第３号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により、長沼町幌内第２地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成21年１月７日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第４項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の２第４項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の２第４項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第４号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により、雨竜町黎明地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成21年１月７日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第４項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の２第４項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の２第４項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第５号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　　根室市初田牛278の２

２　指　定　の　目　的　　魚つき

３　指　定　施　業　要　件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第６号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　解除予定保安林の所在場所　　石狩郡当別町字青山2915の315・2915の319から2915の321まで（以上４筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、2915の２・2915の36・2915の37・2915の39・2915の40・字中小屋2915の１・2915の24（以上７筆について次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　　水源のかん養

３　解　除　の　理　由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第７号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告

示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成21年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　　道道

２　路　線　名　　山部北の峰線

３　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
富良野市7359番１地先から富良野市11826番地先まで	前	10.41mから19.64mまで	552.46m	——
	前	20.03mから36.21mまで	533.85m	——
	後	20.03mから36.21mまで	533.85m	——

北海道告示第８号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成21年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

第１　資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成21年度及び平成22年度において道が締結しようとする契約のうち１の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第４の２を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第２条第２号に規定する物品等又は同条第３号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、２の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、ＡからＤまで又はＡからＣまで若しくはＡ及びＢの等級に区分する。

１

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗たくを含む。）
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車

庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払契約	林産加工製品の売払い	

２　（工事予定価格に応ずる等級区分）

種類／等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	9,000万円以上	6,000万円以上	5,000万円以上	1億3,000万円以上	2,000万円以上	2,500万円以上	7,000万円以上	7,000万円以上	6,000万円以上
B	9,000万円未満6,000万円以上	6,000万円未満	5,000万円未満	1億3,000万円未満5,500万円以上	2,000万円未満700万円以上	2,500万円未満800万円以上	7,000万円未満4,000万円以上	7,000万円未満4,500万円以上	6,000万円未満3,500万円以上
C	6,000万円未満2,000万円以上			5,500万円未満2,500万円以上	700万円未満	800万円未満	4,000万円未満2,000万円以上	4,500万円未満	3,500万円未満
D	2,000万円未満			2,500万円未満			2,000万円未満		

第２　資格要件

１　共通的資格要件

各資格の共通の要件は、⑴から⑶までのいずれにも該当することとする。

⑴　政令第167条の４第１項（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

２　資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

⑴　一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア　⑺から⑼までのいずれにも該当すること。

⑺　平成21年１月１日（随時の申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて２年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
農業土木工事	
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	ほ装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

(イ) 資格審査の申請をする日（その日が平成21年４月１日前である場合は、平成21年４月１日）の１年７か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第１項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ウ) 基準日以後に受けた建設業法第27条の23第１項に規定する経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日の直前２年の各事業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第１のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に定める表彰をいう。）、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、品質向上への努力、環境対策への努力、安全・安心への貢献及び仕事と家庭の両立支援

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ 平成20年１月１日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成20年１月１日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成20年１月１日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

(5) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成のための加熱プレス機

(6) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

(7) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の２第１項第１号又は第８号の登録を受けていること。

イ 平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成20年１月１日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る実績を有していること。

(8) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第４条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ　警備業法第９条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ　平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

エ　平成20年１月１日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る実績を有していること。

⑼　庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア　従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の６に規定する消防設備士の資格を有する者が１人以上いること。

イ　平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

ウ　平成20年１月１日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る実績を有していること。

⑽　ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア　従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が１人以上いること。

イ　平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

ウ　平成20年１月１日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る実績を有していること。

⑾　情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア　平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　平成20年１月１日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）に情報システムの開発実績を有していること。

ウ　２年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

⑿　船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア　平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上それらの事業を営んでいること。

イ　個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。

ウ　平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）の直前２事業年度分（当該２事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ　30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

⒀　林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア　平成21年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ　平成20年１月１日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

３　資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、２に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、⑴に該当する場合は、２に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高、実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第３　資格審査の申請の時期及び方法

１　申請の時期

資格審査の申請は、次の⑴から⑸までに掲げる区分に応じ、それぞれ⑴から⑸までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第４条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、⑴に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

⑴　⑵から⑸までに掲げる者以外の者

ア　定期の申請をする者

第１回　平成21年１月13日（火）から22日（木）まで

第２回　平成21年１月29日（木）から２月４日（水）まで

イ　随時の申請をする者

平成21年３月27日（金）から平成22年12月28日（火）まで

注　定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、平成21年４月１日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

⑵　共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

⑶　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

⑴に定める時期及び当該証明を受けたとき。

⑷　設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

⑴に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

⑸　知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

２　申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先			
	定期申請の場合		随時申請の場合	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
一般土木工事			建設部建設管理局建設情報課	
舗装工事				
鋼橋上部工事				
建築工事				
電気工事				
管工事				
塗装工事				
道路標識設置工事				
機械器具設置工事				
造園工事				
土木施設物の設計				
建築物の設計				
地質調査				
技術資料作成				
測量				
道路清掃				
農業土木工事				
水産土木工事				
森林土木工事				
造林				
印刷物の製造				
印章の製造				
物品の購入				
物品の賃貸借				
庁舎等清掃				
庁舎等警備				
庁舎等消防設備保守点検				
ボイラー等運転操作				
情報システムの開発	企画振興部科学ＩＴ振興局情報政策課	企画振興部科学ＩＴ振興局情報政策課	企画振興部科学ＩＴ振興局情報政策課	企画振興部科学ＩＴ振興局情報政策課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林環境局道有林課	森づくりセンター（石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）	水産林務部森林環境局道有林課	森づくりセンター（石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）
林産加工製品の売払い	林産試験場	林産試験場	林産試験場	林産試験場

（注）１　「定期申請」とは１の⑴のアに定める時期に行う申請をいい、「随時申請」とは１の⑴のイに定める時期又はこれら以外の時期に行う申請をいう。

２　一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事又は造林の資格審査の申請をする者のうち次の⑴又は⑵に該当するものは、それぞれ⑴又は⑵に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

⑴　主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第３条第１項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）　「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

⑵　随時申請において、申請書類の提出先が建設部建設管理局建設情報課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者　建設部建設管理局建設情報課

３　次の⑴又は⑵に掲げる資格審査の申請をする者のうち主たる営業所が札幌市にあるものは、それぞれ⑴又は⑵に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

⑴　印刷物の製造、印章の製造、物品の購入又は物品の賃貸借　出納局総務課

⑵　庁舎等清掃、庁舎等警備、庁舎等消防設備保守点検又はボイラー等運転操作　総務部総務課

４　情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、企画振興部科学ＩＴ振興局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第６に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

ホームページ　北海道電子自治体共同システム

アドレス　https : //www.harp.lg.jp/

第４　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

１　資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては平成21年４月１日から平成23年３月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成23年３月31日までとする。

２　有効期間の更新手続

１の有効期間を更新しようとする者は、平成22年度に平成23年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第５　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

１　第２に規定する資格要件（第２の１の⑶に規定する資格要件及び第２の２に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

２　当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第６　資格審査の再申請

１　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

⑴　資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

⑵　⑴に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

⑶　一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

⑷　中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

⑸　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

２　再申請の方法

再申請しようとする者は、第３の２の表の随時申請の場合の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

北海道告示第９号

平成16年北海道告示第447号（特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項）の一部を次のように改正し、平成21年４月１日以後に開札を行う特定調達契約に係る資格に関する公示について適用する。

平成21年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

１の⑹の事項を次のように改める。

⑹　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

公　　表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第１項の規定により、二級河川流渓川水系流渓川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第３項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道函館土木現業所事業部治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。

平成21年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

道　企　業　局　告　示

北海道企業局告示第１号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成21年１月６日

北海道公営企業管理者　青　木　次　郎

第１　資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成21年度及び平成22年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成21年北海道告示第８号（以下「北海道告示第８号」という。）第１の１の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第４の２により適用する北海道告示第８号第４の２を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第８号第１の１の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第２条第２号に規定する物品等又は同条第３号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第８号第１の１の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第８号第１の２に定められているとおり、契約の金額（工事予定価格）に応じ、ＡからＤまで又はＡからＣまで若しくはＡ及びＢの等級に区分する。

第２　資格要件

１　共通的資格要件

北海道告示第８号第２の１に定められているとおりとする。

２　資格の種類ごとの要件

北海道告示第８号第２の２に定められているとおりとする。

３　資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第８号第２の３に定められているとおりとする。

第３　資格審査の申請の時期及び方法

１　申請の時期

北海道告示第８号第３の１に定められている時期にしなければならない。

２　申請の方法

北海道告示第８号第３の２に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

第４　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

１　資格の有効期間

北海道告示第８号第４の１に定められているとおりとする。

２　有効期間の更新手続

北海道告示第８号第４の２に定められているとおりとする。

第５　資格の喪失

北海道告示第８号第５に定められているとおりとする。

第６　資格審査の再申請

１　再申請の事由

北海道告示第８号第６の１に定められているとおりとする。

２　再申請の方法

北海道告示第８号第６の２に定められているとおりとする。ただし、第３の２なお書により企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第７　資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第３の２及び第６の２ただし書による資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,090円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社